

第 2 9 回大分市自治基本条例検討委員会

平成 2 4 年 1 月 2 7 日 (金) 午前 1 0 時
市役所第 2 庁舎 6 階大研修室

次 第

1 . 開 会

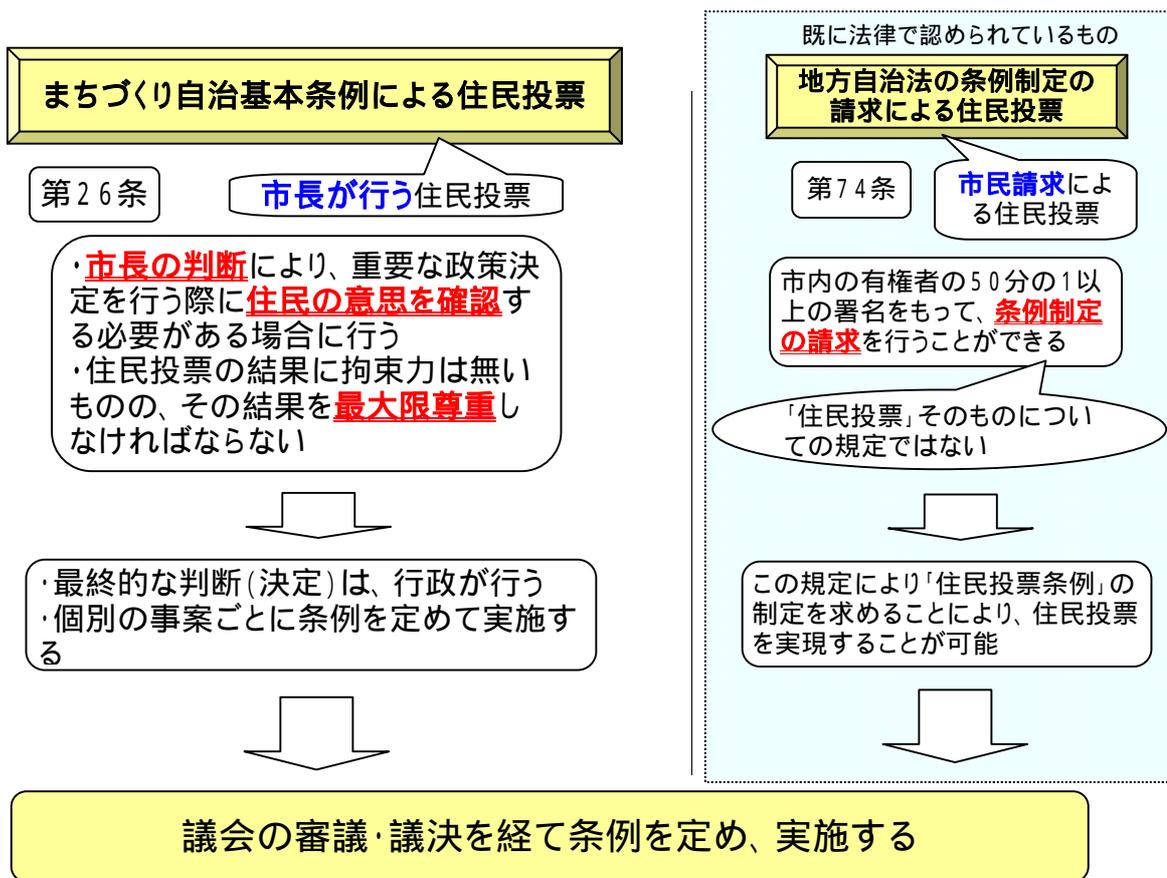
2 . 委員長あいさつ

3 . 議 事

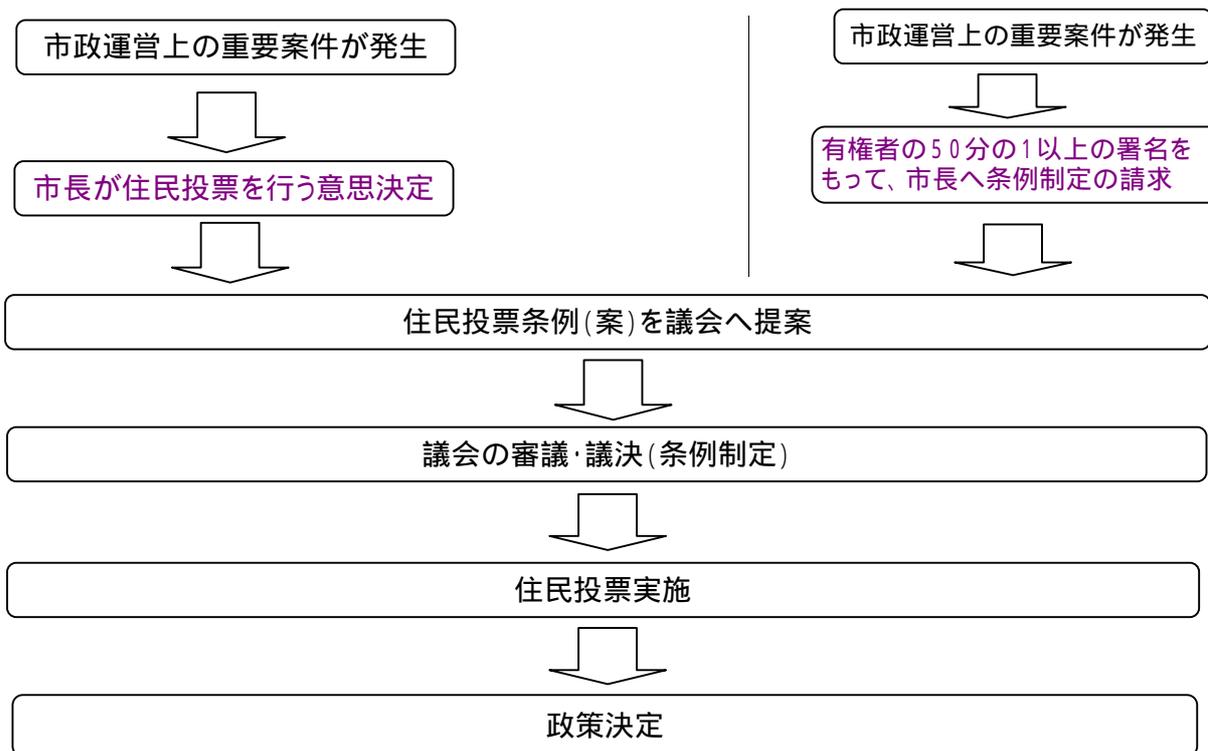
(1) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(2) その他

< 住民投票制度についての比較 >



< 実際に住民投票が実施される場合に想定されるパターン(流れ) >



<本市のまちづくり自治基本条例の特徴>

個別型の条例です

…そのつど、議会の審議を経て、実施すべきと考えています。

個別型とは？…

個別の事案ごとに条例を定めて実施しようとするものです。投票を行うことができる対象者などを含め、すべて個別の条例で定めます。

では、常設型とは？…

条例で、あらかじめ定めた要件(一定数以上の住民の署名など)を満たす場合には、住民投票を行うことを定めておくもので、事案ごとに条例を定める必要がありません。投票を行うことができる対象者についても、あらかじめ定められます。

非拘束型の条例です

…投票結果は最大限尊重すべきですが、最終的な政策判断は市長が行うべきと考えています。

非拘束型とは？…

住民投票の結果が、そのまま市の決定になるものではありませんが、住民投票の結果は尊重しなければなりません。しかし、住民投票の結果と異なる判断をしたときは、市民への説明責任を負うことになります。

(参考) <憲法・法律による住民投票の事例>

以下の住民投票は、いずれも住民投票の結果が議会や市長の意思決定を拘束します。(拘束型)

憲法による住民投票

・特定の地方公共団体のみに適用される特別法を制定するためには、その地方公共団体での住民投票により過半数の賛成を得なければならない。(憲法95条)

合併特例法による住民投票

合併協議会の設置について、有権者の6分の1以上の署名によって行われる直接請求により、住民投票を行うことができるとし、有効投票の総数の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。

地方自治法による住民投票

議会の解散請求(第76条)
議員の解職請求(第80条) …有権者の3分の1以上の署名 住民投票
首長の解職請求(第81条)

< 「住民投票」に関する市民参加・まちづくり部会での議論の経過 >

第1回部会(H21.11.17)

項立てについて検討

(意見)

- ・「住民投票」は、市民のもっとも権利発揮の場ではないか
- ・市民の意見を問うということからすると必要ではないか
- ・市民の意思を集約する意味からも外せないのでは
- ・市民の定義とも関係するが、名称をどうするか
- ・個々の議案に応じて、条例を制定する方が良いのでは

【まとめ】

- ・「住民投票」について、項立て(検討)する

第7回部会(H22.4.19)

条文案について検討

(意見)

- ・市民の考え方を尊重する、いかしていくということが必要では
- ・「住民投票」を実施するようなことが想定されるのか
- ・「住民投票」の結果については、「尊重しなければならない」ぐらいの強い意志を持ってもらいたい
- ・名称について、「市民」という言葉を使うと定義の関係もあるので、「住民投票」という名称が良いのでは
- ・事案毎に対象をどうするのかということは、非常に大きな、重要な問題と考えるため、個別条例に委ねることはやむを得ないのでは

【まとめ】

- ・「住民投票」という名称にする
- ・「具体的な内容は、個別条例に委ねる」と規定する

< 条例に住民投票を規定することの意義 >

市政への市民参画の一環として、住民投票について定めることは、市民の市政に対する関心を高め、まちづくりへの積極的な参加を促進させるものであると考えています。

投票結果に拘束力はないものの、尊重する義務はあることから、市長の政策判断に大きな影響を与えうるものであり、結果と異なる判断をしたときは、市民への説明責任を負うこととなります。

住民投票は事案ごとに条例を定めて行う個別型とする旨を定め、そのつど投票の対象者や実施の可否を検討することとなるため、十分な議論がされないまま安易に住民投票が行われることを抑制することとなります。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。

3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。

4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

(解説)

第2条は、この条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で定めたものです。

第1項では、「市民」の定義を述べています。

本市における自治やまちづくりに関わる活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではなく、市内にある事業所に通勤してくる人や学校に通学してくる人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。

まちづくりに関する活動を行う「市民」には、未成年者や外国人も含まれますが、今後地域における活動を推進して行く上では、本市のまちづくりを担う、これらすべての人々や各種団体等が行う活動がますます重要になってきます。

このことは、ここで定義している「市民」がすべて同じ権利を有することを意味するものではなく、法律上有する権利にはそれぞれ違いがありますが、それを前提としながらも、それぞれの立場に応じて、様々な形でまちづくりに貢献していただくことが必要であると考えられることから、このように「市民」の範囲を広く捉えることとしています。

(基本理念)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために**市民主権市民主体**によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(解説)

第3条では、自治の基本理念となるまちづくりの姿を掲げています。言い換えると、まちづくりを行う上での最も重要な柱となる考え方を謳っている部分です。この基本理念を実現するための具体的な進め方・手段を規定するものが、次条に規定する「基本原則」となります。

「幸せな」とは、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「幸せ」を実感できるという意味を込めています。広い意味での「市民福祉」が充実したまちづくりの実現を意図したものです。

「**市民主権市民主体**によるまちづくり」について

本市におけるまちづくりは、当然「市内に住所を有する者」が主役となっ
て行われるものですが、市外からの流入人口が多い本市の特性や、まちづくりに
おいて事業者や団体が果たす役割が重要性を増している最近の状況を見据え
たとき、本市が、自己決定、自己責任による独自のまちづくりを進めていく上
では、大分市に住所を有する人のみではなく、通勤者や通学者、企業等の法人
を含め、大分市に関わりのある全ての力が必要となってきます。

また、~~「市民主権」という言葉については、この条例で規定する「市民」の
全てが同じ内容の主権を有するという意味ではなく、それぞれの市民が有する
権利には、その市民が個人であるか法人であるか、また個人である場合に、市
内に住所を有するものであるかどうかによって、それぞれに違いがあること
になります。そうした違いがあることを前提としながらも、それぞれの立場で
まちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことが、本市のまちづくりを発展
させ、ひいては住民自治の確立へと繋がっていくものと考えられることから、
それらを踏まえ、ここでは「**市民主権市民主体**によるまちづくり」という言葉
を使っています。~~

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(解説)

第5条に規定する市民の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、また、この条に規定されているものが市民が有する権利の全てではありませんが、ここでは、本市における自治やまちづくりの主体である市民が本来的に有している基本的人権を含めた権利のうち、自治やまちづくりへの参画といった面での権利にスポットを当てて規定しています。

「子ども」の権利については、あえて「市民」とは別に謳うこととしており、第3項と第5項に規定しています。

第2条の定義にあるように、当然「子ども」も「市民」に含まれますが、この条例の全般にわたり、有権者などいわゆる「大人」を意識した規定が多い傾向があることから、「市民の権利」の中で、あえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を抜き出して謳ったものです。そこでは、教育、福祉、家庭、地域社会、事業活動など、あらゆる面における子どもの生育環境の整備やそれへの配慮を意識した規定となっています。

「健やかに育つ環境を求めることができる」とは、子どもが「健やかに育つ」ための権利が尊重されるべきであることを謳ったものです。「大分市子ども条例」に規定する子どもの権利も同じ趣旨によるものです。

なお、「子ども」とは何歳までをいうのかについては、あえて規定していませんが、この条例は「基本条例」であり、他の全ての条例、規則等の指針となるものであることから、ここでは具体的に定義せずに、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義されるべきものと判断しています。

第1項では、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていくことができる権利を規定しています。ここで「求めていく」というのは、例えば全てを行政に求めるというような意味で

はなく、行政に求めるべきことは行政に求め、それ以外に自らが行うべきことは自らが行い、行政や他の市民と協力して行うことは協力して行うなど、「自助、共助、公助」を念頭に置いた上で、より良い環境づくりをめざしていくという趣旨です。

第2項では、安心して安全かつ快適な生活を送るために、法令により定められたルールの範囲で、市が提供するサービスを受ける権利があることを規定しています。これは、地方自治法に謳われている住民の権利と同様の趣旨を確認的に規定したものです。

第3項では、本市の自治を推進するために、市民が自発的かつ主体的にまちづくりに参画できることを定め、特に、子どもについても、それぞれの年齢や役割に応じたかたちで、まちづくりに参画できることを規定しています。

第4項では、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開又は提供を求めることができる旨を規定しています。前条で規定している「情報共有の原則」について、市民の権利の視点から表現しなおした内容となっています。

第5項では、まちづくりを次の世代へと引き継いでいくという観点から、子どもが将来大人になったときに、地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。これは、次条第2項に規定する市民の責務とあいまって、子どもが「健やかに育つ」ために本来有している権利を明らかにしようとするものですが、当然のことながら、子どもの要求をすべて認めて受け入れるという趣旨ではなく、本来的に保障されるべき子どもの権利については、確実に守っていくべきであることを謳っています。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(解説)

第26条は、住民投票の実施について述べています。

~~第1項では、市政に係る重要な事項について住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができることを規定しています。~~

~~第2項では、住民投票には法的拘束力はないものの、住民投票を実施した場合、市長はその結果を尊重しなければならないことを規定しています。~~

市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができる制度である「住民投票」について定めています。

この規定により、市政の重要事項に対する市民参加の方法の一つとして、市長が直接住民の意思を確認するための「住民投票」を行えることを明らかにしています。

住民投票には法的拘束力はないものの、市長は、その結果を尊重しなければなりません。また、住民投票の結果と異なる判断をしたときは、市民への説明責任を負うこととなります。

住民投票については、この条例の規定を根拠としてただちに実施できるものではなく、第3項に規定するように、その事案ごとに、必要事項を別に条例で定めて実施することとしています。これは、住民投票を行うべきかどうかを含め、市議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。

「住民」とは、市内に住所を有する人をいいます。ここで、「市民」ではなく「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票については、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。

市政の重要事項について、直接住民の意思を確認すべきであるにもかかわらず、市長が住民投票を行う提案をしないときは、議会が住民投票条例を提案する方法があるほか、地方自治法の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、住民が直接請求によって住民投票条例の提案を行う

ことも可能です。

~~なお、実際に住民投票を行うことができる対象者の範囲については、個別の事案ごとに、第3項に規定する個別の住民投票条例を定める際に判断されるものであり、この条例では定めていません。~~

~~(参考)~~

~~住民投票に関する住民からの請求については、地方自治法第74条の規定により、有権者の50分の1以上の署名をもって、住民投票に関する条例の制定を請求することを通じて、行うことが可能ですが、この場合に条例制定を請求する署名を行うことができるのは、「住民」のうち選挙権を有する者に限られています。~~

~~また、条例の制定の可否については、当然ながら、議会において審議され、判断されることとなります。~~

大分市まちづくり自治基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

第3章 市民、議会及び市長等の役割等

第1節 市民（第5条・第6条）

第2節 議会（第7条）

第3節 市長等（第8条 - 第10条）

第4章 行政運営（第11条 - 第21条）

第5章 市民参画等（第22条 - 第27条）

第6章 まちづくりの推進（第28条 - 第31条）

第7章 この条例の位置付け（第32条）

附則

<前文>

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、^{ほうじょう}豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで豊かな水に恵まれた大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市をこよなく愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を築くなど、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。

わたしたち大分市民は、互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

<第1章 総則>

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、

議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他のまちづくりの基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（1）市内に住所を有する者

（2）市内に通勤し、又は通学する者

（3）市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。

3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合っ

て共通の課題解決に取り組むことをいう。

4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

<第2章 基本理念及び基本原則>

（基本理念）

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

（基本原則）

第4条 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。

（1）市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

（2）情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3) 協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

<第3章 市民、議会及び市長等の役割等>

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。

(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神を育み、地域の課題解決に向けた行動に努めること。

(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。

3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第2節 議会

(議会の基本的役割と責務)

第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

第3節 市長等

(市長等の基本的役割と責務)

第8条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。

4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。

5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

6 市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

(市長の基本的役割と責務)

第9条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。

2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

- 3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

(職員の責務)

- 第 10 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
 - 3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適切に対応しなければならない。

<第 4 章 行政運営>

(総合計画)

- 第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。
- 2 総合計画は、市民の参画の機会を経て策定されなければならない。
 - 3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。

(財政運営)

- 第 12 条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(政策法務)

- 第 13 条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっ

ては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

(条例の制定等の手続)

- 第 14 条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(行政評価)

- 第 15 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。
- 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

(行政手続)

- 第 16 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。

(情報公開)

- 第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(権利保護及び苦情対応)

- 第 19 条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものと

する。

- 2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の整備等)

- 第 20 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

(行政組織の編成)

- 第 21 条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

< 第 5 章 市民参画等 >

(市民参画)

- 第 22 条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。
- 2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(協働の推進)

- 第 23 条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。
- 2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

(市民提案)

- 第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(市民意見の聴取)

- 第 25 条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

- 2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。
- 3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

(住民投票)

- 第 26 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(審議会、懇話会等)

- 第 27 条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。

- 2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。
- 3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。

<第6章 まちづくりの推進>

(都市内分権)

第28条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

(地域コミュニティ)

第29条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(連携及び協力)

第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりにいかすものとする。

(多様な文化の尊重等)

第31条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

<第7章 この条例の位置付け>

第32条 市民、議会及び市長等は、本市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

<附 則>

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(この条例の見直し)

2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。